新島村の給与・定員管理等について

新島村職員の給与などは、村議会の審議を経て給与条例で定められています。その内容についてお知らせします。新島村の職員は、平成26年4月1日で、118人(特別職の村長・副村長・教育長を含む)。福祉、医療、教育、土木、観光、産業など、みなさんの暮らしに関わるさまざまな分野で働いています。

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

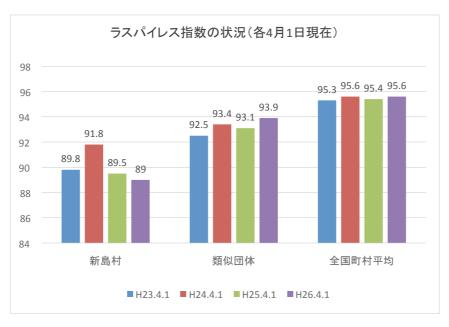
区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(25年度末)	A		В	B/A	24年度の人件費率
25年度	人	千円	千円	千円	%	%
	2,892	3,991,108	97,400	695,676	17.4	18.7

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	給		与 5	費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	91	273,257	48,475	97,859	419,591	4,610

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平 均	年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
					(国ベース)
新島村	40.0	歳	280,332 円	327,159 円	311,705 円
東京都	43.4	歳	335,401 円	421,368 円	375,393 円
国	43.5	歳	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体	42.2	歳	301,845 円	343,565 円	327,931 円

②技能労務職

@ 1X11077 13719W						
区分	平均生	下 齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
E 7/	1	т др	1945-434	1 · 3/ha / 1 / 3 BX	1 . 3/44 3 / 3 88	(国ベース)
新島村	40.0	歳	5	215,560 円	238,807 円	234,660 円
東京都	51.2	歳	282	331,881 円	387,064 円	364,062 円
国	50.1	歳	3,119	287,992 円	- 円	326,611 円
類似団体	50.3	歳	3	268,323 円	294,171 円	283,287 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 2 6 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、 特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再 計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在)

区	分	新島村		東京都		国	
原ルタニマを取扱	大学卒	172,200	円	181,200	円	172,200	円
一般行政職	高 校 卒	140,100	円	142,700	円	140,100	円
技能労務職	高 校 卒	137,200	円	137,200	円		_
	中学卒	137,200	円		-		_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(25年4月1日現在)

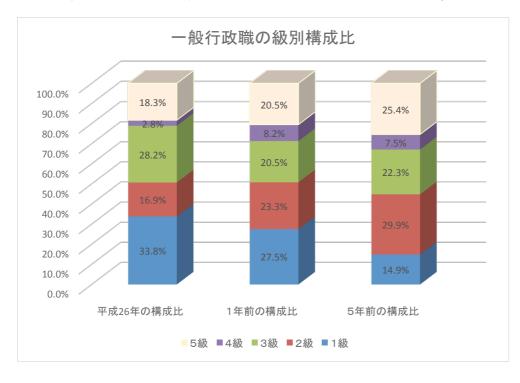
区	分	経験年数10年~14年	経験年数15年~19年	経験年数20年~24年
一般行政職	大学卒	236,200 円	274,200 円	337,900 円
	高 校 卒	205,100 円	258,200 円	286,100 円
技能労務職	高 校 卒	213,600 円	239,500 円	263,700 円
	中学卒	- 円	212,700 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (26年4月1日現在)

	区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
5	∜π.	課長・支所長・事務長・室長・主幹	人	%
Э	級	硃文·又州文·尹柺文·至文·王轩	13	18.3
4	級	統括係長	人	%
4	孙父	机伯尔文	2	2.8
3	級	係長	人	%
3	孙父	次文	20	28.2
2	級	主任	人	%
۷	形义	土江	12	16.9
1	級	主事	人	%
L	ЛУX	土尹	24	33.8

- (注) 1 新島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1.勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月~9月を評定期間とし、職員に対して勤務成績の評定を実施。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日に昇給対象者への勤務成績の反映を実施しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新	島 村			東 京 都						Ξ			
1人当たり平均支給額((25年度)		1人当たり平	Z均支給額	(25年	度)				_	_		
1,193		千円		1,636			千円						
(25年度支給割合)			(25年度支統	給割合)				(25年	度支給	割合)			
期末手当	勤勉手	当	期末手	当	並	助勉手	当		期末手	当	葽	動勉手当	í
2.60 月分	1.35	月分	2.60	月分		1.35	月分		2.60	月分		1.35	月分
(-)月分	(-)月分	(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の	の状況)				(加算	措置の	状況)			
職制上の段階、職務の級等	等による加算措	置	職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置				置		
・職務段階別加算 3~	10%		•職務段階層	職務段階別加算 3~20%				•役職	加算	5~	~20%		
管理職加算 10~	15%		•管理職加算	第 15~	~25%			•管理	職加算	10~	25%		

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

病気休暇や休職などの実績を支給額に反映させています。

現在のところ成績率には差を設けず、一律に支給しています。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

新	島		柞	ţ	国					
(支給率)	自己都會		勧奨・定	至	(支給率)	自己都全	合	勧奨•定	年	
勤続20年	23.75	月分	26.83	月分	勤続20年	21.62	月分	27.0250	月分	
勤続25年	31.83	月分	35.50	月分	勤続25年	30.82	月分	36.570	月分	
勤続35年	46.58	月分	49.73	月分	勤続35年	43.70	月分	52.44	月分	
最高限度額	49.73	月分	49.73	月分	最高限度額	52.44	月分	52.44	月分	
その他の加算措置					その他の加算措置					
(定年前早期退職特	例措置(2°	%加算))			•定年前早期退職物	特例措置 2	%~45°	%加算		
1人当たり平均支給額(日	自己都合)		904 千円	3						
1人当たり平均支給額(ア	定年・勧奨)	22	2,526 千円	1						

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

新島村は対象地域がないため支給なし。

支給実		千円							
支給職員1人当たり	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)								
支給対象地域	支給率	支給対象職員	員数	国の制度(支給率)					
	%		人	%					

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)				1,195 千円
支給職員1人当たり平均支	給年額(25年度決算)			30,641 円
職員全体に占める手当支約	合職員の割合(25年度)		33.0 %	
手当の種類(手当数)			10	
手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
と殺解体作業手当	一般職	と場においてと殺解体作 業に従事したとき		日額1,000円
伝染病防疫作業従事職員 特別手当	一般職	伝染たと	と病防疫作業に従事し き	日額500円
夜間看護手当	看護師		所において夜間に看 終に従事したとき	日額3.000円
乗船手当	船員	連絡き	8船に乗船勤務したと	500~1,000円

(5) 時間外勤務手当

支	給	身	₹	績	((25	年	度	決	算)	33,170 千円
職	員 1	人旨	当た	<u>.</u> 9	平月	均:	支 給	年 額	(25	年 度	決	算)	284 千円
支	給	丿	₹	績	((24	年	度	決	算)	25,649 千円
職	員 1	人旨	当た	<u>.</u> り	平月	均	支 給	年 額	(24	年 度	決	算)	251 千円

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

の。その他の手目	(20年4月1日現任)							
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実 (25年度》		支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)		
扶養手当	扶養親族を有する職員に 支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 各6,500円 15歳から22歳の子につい ての加算 5,000円	同		13,409	千円	216,282	円	
住居手当	賃貸住宅(支給限度額) 27,000円	同		2,098	千円	139,866	円	
通勤手当	通勤のために自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 受通用具使用者通勤距離 5km以上10km未満 4,000 円 規則で定める地域(若郷等)6,500円	異	支給額が異なる	1,261	千円	78,000	円	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を した場合に支給 宿直 4,000円 日直1,000円	異	支給額が異なる	3,771	千円	78,957	円	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 課長 基本給×15% 主幹 基本給×10%	異	支給対象 者、支給割 合が異なる	9,323	千円	665,998	円	
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合に支給6時間以内8,000円 6時間以上12,000円支給	同		396	千円	28,285	円	

6 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

<u>1</u> 7	1 /1/1 46		/ गु ∨,	71人次 (20	<u>年4月1日現</u>	<u>ш/</u>						
	区		分	給	料		月	額	į	等		
							(参考)類似団体における最高/最低額					
	村		長		650,000	円	840,000) 円/	230,400	円		
給				(円)						
料	副	村	長		580,000	円	705,000) 円/	391,800	円		
11				(円)						
	議		長		250,000	円	395,000) 円/	140,000	円		
				(円)						
報	副	議	長		190,000	円	310,000) 円/	115,000	円		
酬				(円)						
13/11	議		員		170,000	円	290,000) 円/	100,000	円		
				(円)						
	市	区 町	村 長	(25年度支	反給割合)							
	副	市区町	村長		2.95		月分					
期士												
期末手	議		長	(25年度支	を給割合)							
当	副	議	長		2.95		月分					
	議	илх.	員		2.00		71,74					
	时戈		只	(算定方	*		(1期の手当額)		(支給時期	HI)		
	++		F									
退職手	村				在職年数×4.0		10,040,000	任期毎				
手业	副	村	長	580,000円×	在職年数×3.0		6,960,000	任期毎				
当												
	ĺ	備 🥫	考									

⁽注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

² 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

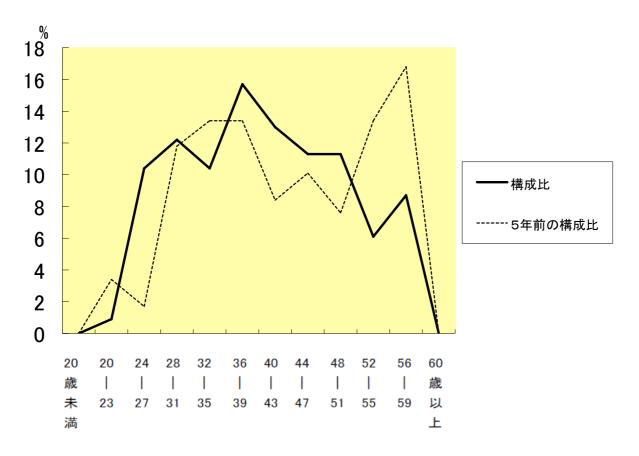
(各年4月1日現在)

区分		職	員 数	対前年	<u> </u>	.1.			71 H 9		
部門		平成25年	平成26年	増減数	主	な	増	減	理	由	
		議会	1	1	0						
		総務	29	29	0						
		税務	3	4	1	1名増員					
		労働	2	2	0						
	船	農水	6	6	0						
	般行	商工	2	2	0						
普	政部門	土木	6	6	0						
通	部	民生	18	18	0						
会計	1 1	衛生	10	10	0						
普通会計部門		計	77	78	1						
'					-						
	教育部門		11	10	-1	国体担当2減	博物館	馆欠員	による増	Í	
	消防部門		3	3	0						
	小計										
			14	13							
	診療	所	19	17	-2	看護師、臨床	工学技	士欠員	Į		
公	水道		3	2	-1	下水道係との	調整				
営	下水		2	2	0						
公営企業等門	その他		4	4	0						
		小 計	28	25	-3						
合 計			119	116	-3						
			[135]	[135]							

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

^{2 []}内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		>	>	>	>	>	}	>	>	>	}		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
B	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	1	12	14	12	18	15	13	13	7	10	0	115